

美浜発電所の状況



今回の報告では、2月19日から3月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年7月18日)

美浜2号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年8月22日)

美浜3号機

定格熱出力一定運転中

(平成20年12月10日)

基準地震動(Ss)の見直し

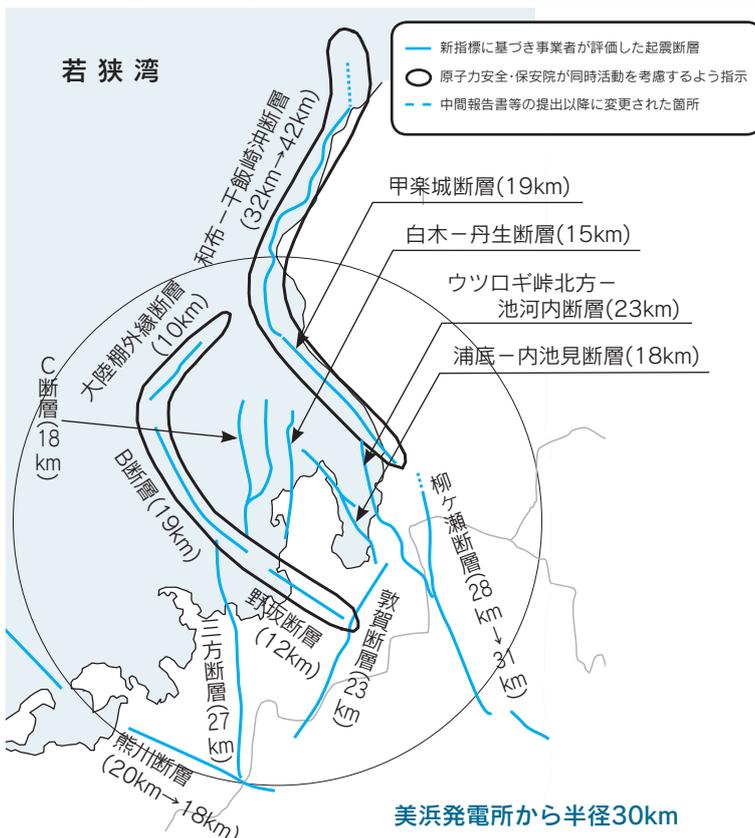
関西電力(株)では、美浜発電所を始めとした既設の発電所について、平成18年に改訂された原子力発電所の耐震設計審査指針に基づいた耐震安全性の再評価作業を現在も進めています。

国では、平成19年7月の新潟県中越沖地震の発生を受けて、事業者の評価作業が可能な限り早期に完了するよう工程の見直しなどを求めましたが、各電力事業者では、完了時期の前倒しを検討するとともに、評価の中間報告を平成20年3月中に行うとしました。昨年3月に報告された中間報告では、新指針に基づいた発電所周辺の詳細な活断層等調査を踏まえて、原子力発電所として備えておくべき地震の強さ(基準地震動(Ss))を定め、その地点の代表プラントがその地震の強さによっても健全性が保たれることが確認できたとしています。(広報5月号)

国では、事業者からの中間報告を受けて、その妥当性評価を進めてきましたが、2月25日に、若狭湾一帯の活断層の評価について、専門家からなる評価

(表1)【基準地震動(Ss)の見直し案】

発電所	H20.3時点	見直し案	影響の大きい断層等
美浜発電所	600ガル	750ガル	・C断層および大陸棚外縁断層-B断層-野坂断層 ・不確かさ考慮の考え方の一部見直し



グループのこれまでの審議や国が直接に実施した海上音波探査の結果などを踏まえ、中間的な取りまとめを行い発表しました。その中で、関西電力(株)等の評価では連続性はないとした複数の活断層について、同時に活動することを考慮して地震の強さを評価することが適切であると指摘しました。(断層図参照)

また国からは、平成19年新潟県中越沖地震から新たに分ったことを評価に反映させるよう昨年9月に指示が出されており、

関西電力(株)では、これらの国からの指摘などを受けて、改めて評価を行いました。その結果は、基準地震動の見直し案(表1)のとおりですが、これから国において評価が行われていきますので、現在ではまだ暫定的なものです。

町としては、今後の国での審議を注視しながら、その結果等については、国や事業者から厳正に確認するとともに分りやすく説明をしていきたいと考えています。

お知らせ

募集や案内など、さまざまな
お知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民安全課	32-6703
健康福祉課	32-6704
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとびあ	32-3111
中央公民館	32-1212
町立図書館	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192

国家公務員試験が

実施されます

人事院では、平成21年度中に次の採用試験を実施します。受験案内・受験申込書は郵便でも請求できます。

詳しくは、人事院中部事務局までお問い合わせください。

●実施試験

国家公務員一種・二種・三種、
国税専門官、労働基準監督官、
法務教官、航空管制官、刑務官、
入国警備官、皇宮護衛官、
航空保安大学校学生、
海上保安大学校学生(特別)、
海上保安大学校学生、
海上保安大学校学生、
気象大学校学生

※お問い合わせ先

○人事院中部事務局

☎052-961-6838

○ホームページアドレス

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

土地家屋調査士による無料 登記相談が開催されます

福井県土地家屋調査士会では、土地境界問題や地目変更、分筆登記などの無料相談を開催します。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

○日時 4月1日(水)

午前10時～午後4時

○場所 プラザ萬象

※お問い合わせ先

福井県土地家屋調査士会事務局

☎0776-33-2770

わかさ美浜町誌

第6巻・生活文化『掘る・使う』発行

- 発売予定日 5月20日(水)
- 価格 4,000円(税込)
- ※5月31日(日)申し込み分までは割引価格3,000円(税込)
- 予約・購入方法

申込はがき・電話・FAXまたはEメールで下記までご注文ください。※全巻購入予約も受け付けています。

●主な内容

第一部(考古編)

丹生・浄土寺遺跡、郷市・南伊夜山出土銅鐸、郷市・獅子塚古墳、興道寺廃寺、国吉城など

第二部(民具編)

鍬、脱穀機、藁製品、桶屋、機織機、漁の用具、炭焼き用具、船大工、千歯扱、飲食用具、衣類、信仰民具など



※お問い合わせ・お申し込み先

○文化財保護・町誌編纂室 ☎32-0027/FAX 32-0615

○メールアドレス: tyoushihensan@town.fukui-mihama.lg.jp

◇就職・退職される方へ
国民健康保険の切替手続きを
お忘れなく

4月から就職・退職などで、現在加入の健康保険が変更となる方は、切替手続きが必要となります。手続きは、変更後14日以内となりますので忘れずに申請してください。

□届出に必要なもの

就職される方

〈資格喪失届〉

- 国民健康保険被保険者証
- 新しく加入した社会保険等の被保険者証
- 印鑑

退職される方

〈資格取得届〉

- 国民健康保険被保険者証
- (同一世帯に既に国民健康保険加入者がいる場合)
- 離脱証明書

(社会保険等の資格を喪失したことが確認できる書類)

- 年金証書
- (既に年金を受給している場合)
- 印鑑

※お問い合わせ先

町住民安全課(担当・浅妻)

☎32-6703

スポーツ安全保険を
ご存じですか？

スポーツ安全協会では、スポーツ活動や社会教育活動の際に起きる事故を補償する「スポーツ安全保険」を実施しています。

○加入対象

5人以上のスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体

○対象となる事故

団体活動中の事故・往復中の事故

○掛金

600円～9,000円

※活動内容・年齢によってお選びいただけます。

○加入方法

加入依頼書に必要な事項を記入の上、保険料を添えて福井銀行本店でお申し込みください。(インターネットからの加入受付も行っています。)

詳しくは、ホームページをご覧ください。ただ、当協会にお問い合わせください。

※お問い合わせ先

(財)スポーツ安全協会 福井県支部

☎0776-34-2719

・ホームページ

http://www.sportsanzen.org/



☆子育て支援センターに遊びにきてね♪

子育て支援センターは、未就園児とその保護者の方が自由に利用していただける施設です。屋内外にさまざまな遊具があり、広いスペースでゆったりとお子さんを遊ばせることができます。また、子育て中の悩みや育児ストレスの解消、お家の方向士の友だちづくりの場としても、利用していただいています。平日の午前9時から午後4時の間、いつでもお気軽に遊びにきてください。

☆子育て支援センターだより「さくらんぼ」

町内の子育てに関する行事の案内や、子育てに役立つ情報を広く掲載したお便りです。(毎月発行)

設置場所

保健福祉センターはあとびあ、健康福祉課、各保育園、図書館、文化会館中央公民館、東部診療所、丹生診療所、総合体育館、子育て支援センター
※最寄の機関でお手にとってご覧ください。

町のホームページでもご覧になることができます。

◇ <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

さくらんぼひろば

親子で楽しみながら、心身ともにリフレッシュできる催しや、子育てや健康について専門の先生のお話を聞くことができる育児講座を行います。(毎月1～2回実施)

4月のさくらんぼひろばは…

『消防車を見に行こう!』



日時：4月22日(水)

午前10時15分～11時15分

集合場所：はあとびあ「すこやかひろば」

○お問い合わせ先

子育て支援センター ☎32-0192



年金 ニュース

保険料の納付に困った時は、

ぜひ相談ください！



学生納付特例制度（学生）

国 国民年金には、経済的に保険料を納めることが困難な人のために「免除制度」があります。

また、30歳未満、学生の人には「若年者納付猶予制度」と「学生納付特例制度」もあります。

免除制度

免除制度には、次の2種類があります。

法定免除

国民年金や厚生年金保険などから障害年金を受けている人、また、生活保護法による生活扶助を受けている人が免除になります。

申請免除

所得に応じて保険料の全額、または一部（4分の1・半額・4分の3）が免除になります。

※所得基準は下表のとおりです。

世帯構成別の所得（収入）の目安 (単位：万円)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
単身世帯	57(122)	93(158)	141(227)	189(296)
2人世帯(夫婦)	92(157)	142(229)	195(304)	247(376)
4人世帯(夫婦・子2人)	162(257)	230(354)	282(420)	335(486)

- ※上記の目安は、次の条件によるものです。
- ()は、収入のすべてが給与所得であった場合と仮定して計算しています。
 - 一部納付の目安は、社会保険料(国民年金、国民健康保険及び介護保険)について、一定の金額を納付していると仮定して計算しています。
 - 2人・4人世帯の夫婦は、夫・妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合
 - 4人世帯のお子さんは16歳未満の場合

若年者納付猶予制度 (20歳以上30歳未満の人)

本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をすれば保険料の納付が後払いにできます。

※一定の所得

- ・単身の場合は所得が57万円 (収入122万円)
- ・夫婦の場合は所得が92万円 (収入157万円)

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学する20歳以上の学生で、本人の前年の所得が一定基準以下の場合、申請をすれば保険料の納付が後払いにできます。

※一定の所得

- ・単身の場合は所得が118万円
- ・扶養者がいる場合は所得118万円+扶養親族等の数×38万円+各種控除額

な

お、原則として毎年申請が必要ですが、免除制度の全額免除と若年者納付猶予制度については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年からは本人の申請手続きが不要になります。

※お問い合わせ先

社会保険事務局敦賀事務所
☎23-9902

レイクヒルズ美方病院 レイクの丘

◆こちら第1病棟です。

現在、当院の第1病棟には、多くの高齢の患者様が入院されています。

患者様の病状が安定し退院前になると、ケア継続のために当院職員をはじめ、ケアマネージャーさん、介護施設の方、患者様やご家族が参加してカンファレンスを実施しています。

当院では、患者様やご家族の不安に対して、地域一体となって納得のいくまで話し合い、安心して退院の日を迎えられるよう支援させて頂いています。

最近、映画の「おくりびと」が話題になっていますが、当病棟でも、ご家族にお声をかけさせて頂き、看護師と共に患者様の旅立ちの身支度をされる方も多くなってきました。お化粧も思い出話をしながらご家族の手できれいにされています。

患者様の最期に立会い、旅立ちをお手伝いさせて頂く看護の仕事に尊さを感じています。

第1病棟看護師長 竹内みゆき

※4月の整形外科の診療日は、事前にお問い合わせ下さい。

※お問い合わせ先
レイクヒルズ美方病院 ☎45-11131

医療情報を発信する

診療所放送局



◇今回のテーマは「痛風」です。

▶春を感じ始めましたね。桜が咲くのが待ち遠しいのは皆さん同じでしょう。しかし、その理由が「お花見でお酒が飲めるから」という方！要注意ですよ。

痛風とは

痛 風は読んで字のごとく、風が吹くだけで痛む嫌な病気です。突然発症し、多くは足の親指や足首などの関節炎となります。痛みから、しばらく歩けない場合もあります。

原因

ア ルコール(特にビール)の飲みすぎや、食べすぎ、ストレス、疲労などが原因となり、体の中では尿酸という物質が増えています。その結果として、下肢の関節内で炎症が起こり、激痛(痛風発作)が起こるのです。

治療方法

安 静と痛み止めを使った治療が必要になりますが、痛みが治まったあとも大切です。生活習慣が変わらない限り、尿酸は何度でも蓄積し、また発作を起こします。食事内容の改善は基本ですが、血液検査で、尿酸の値が上昇しているようであれば、定期的な飲み薬による治療も必要になります。

贅沢病といわれることもあります。現在は、メタボリックシンドロームに関係のある病気としても軽視できないものなのです。

お問い合わせ 東部診療所・村寄医師 ☎ 37-2911

4月1日から、

上下水道課が役場庁舎横の別棟に移転します。

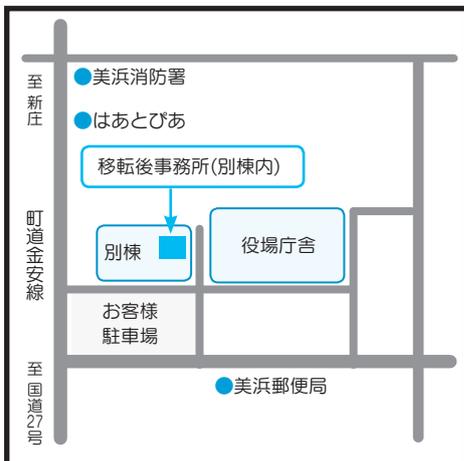
これまで、梅街道沿いの水道管理所内にありました町上下水道課が、4月1日から庁舎東側の別棟に移転します。

上下水道課にご用の方は、移転先の事務所までお願いします。

なお、同課の電話番号、ファックス番号については、これまでと変更ありません。



↑ 移転する建物



○ <移転後の上下水道課> ○

住 所 美浜町郷市 25 - 25

郵便番号 919-1192

※郵送先は庁舎と同じです。

電 話 32-1341

ファックス 32-3341

※お問い合わせ先 町上下水道課 (担当・石丸) ☎ 32-1341